

令和4年度香川県特別会計補正予算議案

令和4年度香川県特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を、次に掲げる特別会計について歳入歳出それぞれ次のとおり補正する。

	補正前の額		補正額	計
2 中小企業高度化資金特別会計	138,609 千円	△	52,576 千円	86,033 千円
3 臨海工業地帯造成事業特別会計	1,580,130		168,982	1,749,112
4 集中管理特別会計	94,718,031	△	597,175	94,120,856
5 証紙特別会計	3,200,194	△	319,000	2,881,194
6 栗林公園特別会計	315,091		23,385	338,476
7 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	730,766	△	243,840	486,926
8 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	316,624	△	35,280	281,344
10 沿岸漁業改善資金特別会計	138,614	△	7,478	131,136
11 駐車場事業特別会計	380,769		3,351	384,120
12 内陸工業団地造成事業特別会計	41,430		584,069	625,499
13 県立大学特別会計	869,913	△	34,161	835,752
14 奨学金特別会計	459,512	△	9,102	450,410
15 県債管理特別会計	65,403,628	△	473,787	64,929,841
16 国民健康保険事業特別会計	98,293,682	△	1,124,515	97,169,167

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。